

沼津市職員の給与に関する条例及び沼津市技能労務職員の給与に関する条例の一部改正について

沼津市職員の給与に関する条例及び沼津市技能労務職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和6年2月9日提出

沼津市長 頼 重 秀 一

沼津市職員の給与に関する条例及び沼津市技能労務職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

(沼津市職員の給与に関する条例の一部改正)

第1条 沼津市職員の給与に関する条例（昭和26年条例第16号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「単身赴任手当」の次に「、在宅勤務等手当」を加える。

第10条第2項第2号中「定年前再任用短時間勤務職員のうち、」を「第10条の5第1項の規定により在宅勤務等手当を支給される職員及び定年前再任用短時間勤務職員（」に改め、「定める職員」の次に「に限る。）」を加える。

第10条の4の次に次の1条を加える。

(在宅勤務等手当)

第10条の5 住居その他これに準ずるものとして規則で定める場所において、正規の勤務時間（休暇により勤務しない時間その他規則で定める時間を除く。）の全部を勤務することを、規則で定める期間以上の期間について1箇月当たり平均10日を超えて命ぜられた職員には、在宅勤務等手当を支給する。

2 在宅勤務等手当の月額は、3,000円とする。

3 前2項に規定するもののほか、在宅勤務等手当の支給に関し必要な事項は、規

則で定める。

(沼津市技能労務職員の給与に関する条例の一部改正)

第2条 沼津市技能労務職員の給与に関する条例（昭和36年条例第5号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「単身赴任手当」の次に「、在宅勤務等手当」を加え、同条第3項中「通勤手当」の次に「、在宅勤務等手当」を加える。

付 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

「提案理由」

地方自治法の一部改正に伴い、在宅勤務等手当に係る規定を追加するほか、所要の改正を行うものである。